

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十八号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐる(大型魚)の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年七月二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

令和七年七月四日から令和七年七月三十一日まで